

○山形県地域警察運営に関する訓令

平成5年4月23日

本部訓令第8号

改正	平成6年10月28日本部訓令第23号	平成17年3月18日本部訓令第7号
	平成8年3月12日本部訓令第3号	平成18年3月23日本部訓令第13号
	平成12年7月14日本部訓令第10号	平成19年12月6日本部訓令第22号
	平成12年12月27日本部訓令第17号	平成20年3月25日本部訓令第11号
	平成14年3月8日本部訓令第6号	平成21年3月31日本部訓令第12号
	平成15年3月25日本部訓令第8号	平成26年4月1日本部訓令第10号
	平成16年3月8日本部訓令第7号	(注 平成26年4月から改正経過を注記した。)

山形県外勤警察運営に関する訓令（平成元年8月本部訓令第15号）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に基づき、山形県警察における地域警察の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域警察官 規則第2条の任務を遂行するための活動に従事する警察官をいう。
- (2) 地域警察幹部 地域警察官のうち巡査部長以上の階級にある警察官をいう。

（勤務種別）

第3条 地域警察官の勤務種別は、次に掲げる勤務のほか、専ら地域警察事務に従事する勤務（以下「地域警察事務」という。）とする。

- (1) 交番（臨時交番等を含む。以下同じ。）勤務
- (2) 署所在地勤務
- (3) 駐在所勤務
- (4) 移動交番車勤務
- (5) 自動車警ら班（以下「警ら班」という。）勤務
- (6) 警備派出所勤務

（一部改正〔平成26年本部訓令第10号〕）

（運用の基本）

第4条 地域警察の運営は、前条各号に掲げる勤務種別ごとに、それぞれの機能を最高度に発揮し、相互に連携しながら、より地域に密着した活動を推進するとともに、犯罪・災害事故等に即応し得る総合的かつ効率的な運用を図り、地域責任を確実に果たすものとする。

2 地域警察の運営に当たっては、地域の実態に即し、真に住民の期待する活動に重点を指向した計画的かつ弾力的な運用を図るように努めなければならない。

（活動上の留意事項）

第5条 地域警察官は、次に掲げる事項に留意して活動するものとする。

- (1) すべての活動の場において、住民との誠実な対応に心掛けること。
- (2) 急訴事件の発生を認知したときは、直ちに通信指令課又は地域警察幹部に報告するとともに、迅速的確な初動措置をとること。
- (3) 勤務場所を離れるときは、行先、用件、帰所予定時刻及び連絡方法を地域警察幹部又は勤務場所を同じくする勤務員（以下「相勤者」という。）に報告、連絡すること。
（実態把握等）

第6条 地域警察官は、次に掲げる事項の実態把握に努めなければならない。

- (1) 管内の地形、地物及び居住実態
 - (2) 住民の警察に対する要望及び意見
 - (3) 犯罪・災害事故等の発生状況及び防止上配慮すべき事項
 - (4) 少年補導及び保護、奉仕活動上配慮すべき事項
 - (5) その他警察活動上必要な事項
- 2 地域警察官は、住民に対し、次に掲げる事項の指導連絡に努めなければならない。
- (1) 最近の犯罪・災害事故等の傾向及び被害の防止方法
 - (2) 住民が被害に遭う可能性の高い犯罪・災害事故等の発生状況及びその被害の防止方法
 - (3) 犯罪・災害事故等の発生時における応急措置及び緊急の連絡方法
 - (4) 住民に教示する必要があると認められる警察に対する諸願届の手續の方法
 - (5) その他住民の安全で平穏な生活を確保する上で必要な事項
- 3 地域警察官は、住民との親近感の醸成に配慮した広報紙発行等広報活動の推進に努めなければならない。
- （事件等の処理範囲）

第7条 規則第3条第2項の規定による事件等の処理範囲基準は、別に定める。

（通常基本勤務）

第8条 地域警察官は、規則第5条第1項各号に掲げる通常基本勤務に従事するものとする。

2 署所在地勤務員の勤務方法は、在所、警ら及び巡回連絡とする。

（特別勤務）

第9条 地域警察官は、警察署長（以下「署長」という。）の命を受け、又はその承認を得て、次に掲げる通常基本勤務以外の特別な活動（以下「特別勤務」という。）に従事するものとする。

- (1) 緊急配備
- (2) 雑踏警備、災害警備等
- (3) 重要事案の発生時における犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締等
- (4) 犯罪・災害事故等の発生時における現場臨場、捜索救助、被疑者の同行等の初動措置
- (5) 所管区内で住民とともに行う防犯、交通安全等の諸活動
- (6) その他通常基本勤務によらないで、地域警察の任務を達成する必要があると認めら

れる活動

- 署長は、長時間にわたる特別勤務を命ずる場合は、他部門との連携を確保させるなどして、通常基本勤務への影響を最小限にするよう配意しなければならない。

(一部改正〔平成26年本部訓令10号〕)

(転用勤務の制限)

第10条 署長は、警察の総合的な運用の観点から、真にやむを得ない場合のほか、地域警察官を看守、護送、宿直等の地域警察勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

- 署長は、転用勤務を命ずる場合は、地域警察活動を著しく阻害しないように人選及び業務負担などの均衡について考慮しなければならない。
- 署長は、7日以上継続して転用勤務を命ずる場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。
- 署長は、30日を超えて継続して転用勤務を命ずることはできない。ただし、本部長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(一部改正〔平成26年本部訓令10号〕)

(名称及び表示等)

第11条 交番、駐在所及び警備派出所の名称並びに表示は、山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）第53条第1項及び第3項並びに山形県警察処務に関する訓令（平成11年3月本部訓令第6号）第12条の規定によるものとする。

- 警ら用無線自動車（以下「警ら用車」という。）、移動交番車の塗色及び表示は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 警ら用車 塗色は上部を白、下部を黒とし、「山形県警察」と表示する。

(2) 移動交番車 別に定める塗色とする。

- 警ら用車、移動交番車には、別に定める識別標識、シンボルマーク及び愛称を表示することができるものとする。

(制服活動の特例)

第12条 署長は、地域警察官が制服で勤務することに支障があると認めるときは、活動に適した服装で勤務させることができる。

(一部改正〔平成26年本部訓令10号〕)

第2章 勤務準則

(勤務制及び勤務形態)

第13条 地域警察の勤務制及び勤務形態は、次表のとおりとする。

勤務制	勤務形態	
交替制	三交替制勤務	当番、非番、日勤を繰り返す勤務
	一部交替制勤務	1週間に1回の割合を限度とする当番勤務及び当番・非番日を除く毎日一定時間を指定時間に活動し、勤務を要しない日が特に指定される勤務

日勤制	毎日・時差制勤務	毎日一定時間を指定された時間に活動し、勤務を要しない日が特に指定される勤務
駐在制	一部交替制勤務	1週間に1回の割合を限度とする当番勤務及び当番・非番日を除く毎日を駐在所施設に付属し、又は近接した住居に居住して、一定時間を指定時間に活動し、勤務を要しない日が特に指定される勤務
	毎日・時差制勤務	駐在所施設に付属し、又は近接した住居に居住して、毎日一定時間を指定された時間に活動し、勤務を要しない日が特に指定される勤務

2 第3条の勤務種別ごとの勤務制及び勤務形態は、次表のとおりとする。

勤務種別	勤務制及び勤務形態
交番勤務 署所在地勤務 移動交番車勤務 警ら班勤務 警備派出所勤務	交替制の三交替制勤務、一部交替制勤務又は日勤制の毎日・時差制勤務
駐在所勤務	駐在制の一部交替制勤務又は毎日・時差制勤務 (複数駐在所の通勤者は、交替制の一部交替制勤務又は日勤制の毎日・時差制勤務を適用する。)
地域警察事務	交替制の三交替制勤務又は日勤制の毎日・時差制勤務

3 前項の表中勤務種別ごとの勤務制及び勤務形態は、署長が、あらかじめ本部長の承認を得て指定又は変更するものとする。

(一部改正〔平成26年本部訓令10号〕)

(勤務時間)

第14条 地域警察官の勤務時間は、職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号)、山形県警察職員の勤務時間の特例に関する訓令(平成元年4月本部訓令第12号)その他関係規程に基づくものとする。

(一部改正〔平成26年本部訓令10号〕)

(勤務日の組合せ及び勤務方法等)

第15条 交替制勤務の勤務日の組合せは、別に定める。

2 勤務方法ごとのおおむねの勤務時間は、別表のとおりとする。

第3章 勤務基準等

(警察署の運営細則)

第16条 署長は、次に掲げる事項を内容とする運営細則を定めて本部長に報告するものとする。

- (1) 勤務種別ごとの勤務制及び勤務形態並びに配置人員
- (2) 勤務基準(勤務方法ごとの勤務時間及び勤務時間の割り振り)

- (3) 所管区、受持区、警備区及び検問区
- (4) 所管区結合地域（以下「ブロック」という。）の編成
- (5) 警ら要点
- (6) その他運用上必要な事項

2 所管区の設定及び区域の変更については、山形県警察組織の細目に関する訓令（平成14年3月本部訓令第2号。以下「組織訓令」という。）第5条の規定により、あらかじめ本部長の承認を得るものとする。

（一部改正〔平成26年本部訓令10号〕）

（勤務基準策定上の留意事項）

第17条 勤務基準は、第15条第2項に規定する勤務方法ごとの勤務時間を基準とし、地域の実態を踏まえながら、次に掲げる事項に留意して策定するものとする。

- (1) 地域警察官にとって必要な基本的な街頭活動を確実に実施できる警ら時間の確保
- (2) 巡回連絡を効果的に実施できる勤務時間の確保
- (3) 管内の警戒力、特に夜間の警戒力の確保
- (4) 交番における来訪者が多い時間帯の勤務員の確保
- (5) 単独活動の原則による在所勤務員の確保

2 勤務基準は、情勢の変化に応じて適宜見直しを図るものとする。

（勤務変更）

第18条 規則第11条第4項の規定による勤務変更の申出又は報告は、直属の地域警察幹部を経由して行うものとする。

（勤務計画等）

第19条 署長は、計画的な地域警察活動を行うため、月間勤務計画を策定して本部長に報告するものとする。

- 2 署長は、管内情勢に対応するため、計画の一部を変更することができる。
- 3 署長は、地域警察官を教養訓練等で多数召集する場合でも、必要な交番には勤務員を配置するものとする。
- 4 地域警察幹部は、月間勤務計画に基づき、勤務日の活動重点等勤務上配慮すべき事項について具体的に指示するものとする。
- 5 地域警察官は、月間勤務計画に基づき、毎月の活動目標を作成して署長に報告するものとする。

（一部改正〔平成26年本部訓令10号〕）

（指示教養、引継ぎ）

第20条 署長は、計画的に地域警察幹部会議を開くほか、随時地域警察官の各種会議を開き訓示、指示及び指導教養を行うものとする。

- 2 署長は、地域警察官の就勤時に自ら、又は地域警察幹部に命じて、点検、指示及び指導教養を行うものとする。
- 3 交替制の勤務交代は、原則として勤務員が交番等で面接し、指示、指導及び取扱い事項等を簿冊に記載するなどして、装備資器材とともに確実な引継ぎを行い、所管区活動に間

隙を生じさせないようにしなければならない。

(一部改正〔平成26年本部訓令10号〕)

第4章 地域警察幹部等の職務

(警察署地域警察幹部の職務)

第21条 警察署の地域警察幹部は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職務を行うものとする。

(1) 地域官及び地域課長

- ア 地域警察運営に関する企画立案
- イ 各課、係との連絡調整
- ウ 全般的な指揮監督及び指導教養

(2) 地域係長

- ア 運用計画の企画立案及び実施
- イ 実践的な指揮監督及び指導教養
- ウ 犯罪・災害事故等の発生時における初動的な指揮及び措置
- エ 所管区等の活動

(3) 地域主任

- ア 実践的な指揮監督及び指導教養
- イ 所管区等の活動
- ウ 犯罪・災害事故等の発生時における初動的な指揮及び措置

(警察署の他幹部による巡回指導)

第22条 地域警察以外の幹部は、努めて交番、駐在所等を巡回するなどして、分掌する事務の指導教養を行うものとする。

第5章 勤務種別ごとの活動要領等

第1節 交番、署所在地及び駐在所

(所管区責任等)

第23条 交番、署所在地及び駐在所（以下「交番等」という。）に勤務する地域警察官は、地域に溶け込み、地域に密着した自発的かつ主体的な活動を推進し、住民との良好な関係の保持に努め、当該所管区について共同して規則第17条の任務を遂行する責任を負うものとする。

2 受持区を担当する地域警察官は、当該受持区について規則第20条の任務を遂行する責任を負うものとする。

(交番所長等)

第24条 規則第16条の2に規定する交番所長は、交番の活動を一体として効率的に行わせるため、警察官の数、本署との距離及び交通の利便、所管区と行政区域との関係、その他の地域事情を考慮し、必要と認められる交番に日勤制の交番所長を置くものとする。

2 交番所長は、警部又は警部補をもって充てるものとする。

3 交番所長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 実践的な指揮監督及び指導教養

- (2) 犯罪・災害事故等の発生時における初動的な指揮及び措置
- (3) ブロック内の交番等及び勤務員相互間の連絡調整及び融和協調
- (4) 関係機関、団体との連絡調整

4 署長は、警察官の数、本署との距離等の都合により交番所長が配置されていない交番、駐在所等において必要と認められる場合は、係長（警部補）を置くことができることとし、当該係長は、配置交番等の勤務制に従うとともに、前項に準じた職務を行うものとする。
（班長）

第25条 署長は、交替制で勤務する交番及び署所在地の当務ごと並びに複数駐在所に班長を指定するものとする。

- 2 班長は、上位の階級にあるものをもって充てるものとし、同階級の場合は先任者とする。
- 3 班長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 相勤員に対する指揮監督及び指導教養（巡査長又は巡査にあつては、指導助言）
 - (2) 相勤員相互間の融和協調
 - (3) 相勤員の勤務及び事務処理の調整
 - (4) 勤務施設、装備資器材及び書類等の管理
 - (5) 勤務交代時の確実な引継ぎ（ブロックの統合運用）

第26条 署長は、行政区域と一体となった効率的な地域警察活動を推進するため、一定地域に所在する交番等をもってブロックを編成するよう努めるものとする。

- 2 署長は、ブロック内に勤務する地域警察幹部の中から、統括責任者を指定するものとする。
- 3 統括責任者は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) ブロック内の活動重点の選定と連絡調整
 - (2) ブロック内の勤務員相互間の融和協調
 - (3) 関係機関・団体との連絡調整（立番及び見張）

第27条 交番における警戒は、原則として立番によるものとする。

- 2 管内情勢又は気象条件等の勤務環境から立番が適当でないときは、見張をすることができる。
（警ら）

第28条 警らは、警戒警備、交通上の要点又は犯罪・災害事故等の多発地域等の警ら要点に配慮し、警ら区域、警ら時間等の実情に応じて、適切かつ効率的な手段・方法により行わなければならない。

- 2 交替制を除く交番等の勤務員は、1週間の勤務時間でおおむね4時間の夜間警らを行うものとする。
（巡回連絡の本旨）

第29条 巡回連絡は、住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる警察活動

を通じて住民との良好な関係を保持するとともに、地域の実態を把握する重要な活動であるとの自覚と責任をもって、計画的かつ効率的に行わなければならない。

(地域警察官の集中運用)

第30条 署長は、犯罪・災害事故等の発生状況等を勘案し、必要により地域警察官を一時的に特定の交番等に集中して運用することができる。

2 署長は、前項の集中運用を30日以上継続して実施するときは、本部長の承認を受けなければならない。

(一部改正〔平成26年本部訓令10号〕)

(臨時交番等の設置)

第31条 署長は、組織訓令第6条に規定する臨時交番等を設置しようとするときは、本部長の承認を受けなければならない。

(交番・駐在所連絡協議会の設置)

第32条 署長は、交番又は駐在所の所管区ごとに交番・駐在所連絡協議会を設置するよう努めるものとする。

第2節 自動車警ら班

(改称〔平成26年本部訓令10号〕)

(活動)

第33条 警ら用車による活動は、警察署、通信指令課、交番、警察用航空機等との有機的な連携を図りながら、機動力を駆使して犯罪・災害事故等の発生時における初動措置、積極的な職務質問による犯罪の検挙、負傷者等の救助、危険防止の措置等を行うものとする。

(車長)

第34条 署長は、警ら班の活動を一体として効率的に行わせるため、当務ごと又は警ら用車ごとに車長を置くものとする。

2 第25条の規定は、車長の指定及び職務について準用する。

(一部改正〔平成26年本部訓令10号〕)

(運行時の報告)

第35条 警ら班は、警ら用車の運行中は常時無線を開局し、次に掲げる事項について通信指令課及び警察署通信室に報告するものとする。

- (1) 警ら出発及び帰着したときの局名、警ら路線及び時刻
- (2) 警ら用車を離れ、又は閉局するときの理由及び所要見込時間
- (3) その他必要と認める事項

(一部改正〔平成26年本部訓令10号〕)

(現場急行時の措置)

第36条 警ら用車は、警ら中指令を受け、又は犯罪・災害事故等の発生を認知して現場に急行した場合は、適切な初動措置を講ずるとともに、到着時刻、事案の種別、発生日時及び場所、事案の概要等を速やかに通信指令課及び警察署通信室に報告しなければならない。

第6章 補則

(備付簿冊)

第37条 地域警察官は、勤務状況を勤務日誌に記録するものとする。

2 警部補以上の地域警察幹部は、指導教養の実施状況を、指導教養簿に記録するものとする。

3 地域警察活動に必要な備付簿冊の名称、様式、記載要領及び保存年限については、別に定める。

(活動状況の報告)

第38条 署長は、地域警察官の活動状況について本部長に報告するものとする。

2 報告すべき事項、様式及び期限は、別に定める。

(一部改正〔平成26年本部訓令10号〕)

(運営要領の制定)

第39条 この訓令に定めるもののほか、地域警察の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日本部訓令第10号)

この訓令は、制定の日から施行する。

別表（第15条関係）

（一部改正〔平成26年本部訓令10号〕）

勤務種別	勤務制	勤務日等の区分		総勤務時間	勤務方法別勤務時間					
					立番 (見張)	在所 (指示 教養)	巡回連 絡	警ら	待機 (指示 教養)	警戒警 備
交番勤務	交替制又は日勤制	当番	交番所長	15.5		4.5 (0.5)	4.0	7.0		
			勤務員	15.5	1.0	3.5 (0.5)	4.0	7.0		
		日勤	交番所長	7.75		3.75 (0.5)	2.0	2.0		
			勤務員	7.75	1.0	1.75 (0.5)	2.5	2.5		
署所在地勤務	交替制又は日勤制	当番	15.5		3.5 (0.5)	4.0	8.0			
		日勤	7.75		1.75 (0.5)	3.0	3.0			
駐在所勤務	駐在制	当番	15.5		3.5 (0.5)	4.0	8.0			
		日勤	7.75		1.75 (0.5)	3.0	3.0			
警ら班勤務	交替制又は日勤制	当番	15.5				10.0	5.5 (0.5)		
		日勤	7.75				6.0	1.75 (0.5)		
警備派出所勤務	交替制又は日勤制	当番	15.5	1.0	3.5 (0.5)		5.0		6.0	
		日勤	7.75	1.0	1.75 (0.5)		1.0		4.0	

- 1 総勤務時間には、休憩時間を含まない。
- 2 在所及び待機の欄中（指示教養）は就勤時における指示教養の時間で、在所又は待機の時間の内数である。
- 3 山間部等人家の少ない地域を所管区又は受持区とする交番等においては、警ら及び巡回連絡の勤務時間を併せて割り振ることができる。
- 4 空港警備派出所における勤務時間の割振りは、航空機の運航状況を勘案して定めるものとする。